

国家公務員倫理法第2条第2項第5号の規定による「本省課長補佐級以上の職員」に相当する職員の範囲について

独立行政法人情報通信研究機構における国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第2条第2項第5号の規定による「本省課長補佐級以上の職員」に相当する職員は、次のとおりとする。

- 1 独立行政法人情報通信研究機構職員給与規程（平成16年4月1日04規程第9号、以下「給与規程」という。）に規定する研究職本給表の適用を受ける職員のうち、職務の級4級以上の職員
- 2 給与規程に規定する総合職本給表の適用を受ける職員のうち、職務の級7級以上の職員
- 3 給与規程に規定する第1号任期付研究員本給表の適用を受ける職員